

広島地方最低賃金審議会

令和3年度 第1回

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年10月5日（火） 14時55分～16時03分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

三井部会長、村上部会長代理、井上(周子)委員

【労働者代表委員】

角委員、長安委員、廣田委員

【使用者代表委員】

池久保委員、長田委員、藤井委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
山崎監察監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川補佐

ただ今から第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは、当専門部会名を略して、電気機械器具製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」までの間、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきます。よろしくお願します。

まず、本日の各委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の全委員にご出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきまして、9月21日から9月27日までの間、公開の公示

をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員をご紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(専門部会委員の紹介)

○吉川補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の山口よりご挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本専門部会の委員にご就任いただき、また、本日第1回目の専門部会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

広島県電気機械器具製造業最低賃金につきましては、今年度も労働協約締結当事者より、改正の申し出がございまして、本日より皆様方に調査審議をお願いすることになりました。よろしくお願ひいたします。ご承知の通り、特定最低賃金は地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるというものでございます。全会一致の議決を目指してご審議をよろしくお願ひいたします。また、日程調整につきましては、皆様方にご無理をお願い申し上げているところでございますが、是非、年内発効に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。宜しくお願ひします。

○吉川補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○吉川補佐

お手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますのでご承知おきください。

それでは、議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされており、公益代表委員には、あらかじめご協議いただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長からご報告申し上げます。

○狭間室長

それではご報告申し上げます。電気機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議におきまして、部会長候補として三井委員、部会長代理候補として村上委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川補佐

ただ今、賃金室長よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方にご異議ございませんでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○吉川補佐

ありがとうございます。それでは部会長に三井委員、部会長代理に村上委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

○吉川補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○三井部会長

ただ今、部会長に選出いただきました三井でございます。できる限りスムーズな議事進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと考えておりますので、何卒、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○坂本指導官

はい。資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本電気機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項についてご説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1・通し番号の1ページの「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。既にご承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、労使関係の自主性を尊重して設定されるものであり、最賃法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がありますが、本電気機械器具造業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における労協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましてはこの点にご留意頂ければと思います。

次、二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項についてご説明いたします。共通資料No.4・通し番号5ページ「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2・通し番号13ページ「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号25ページ「令和2年度最低賃金審議経過一覧」をご覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から4列目に本電気機械器具製造業がございます。令和2年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額2円、時間額897円の答申を頂いております。

続きまして共通資料No.8・通し番号26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

○狭間室長

続きまして、広島県電気機械器具製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきましてご説明いたします。

別冊資料No.2・通し番号の2ページは、現行の広島県電気機械器具製造業最低賃金の内容でございます。3ページから30ページは本電気機械器具製造業最低賃金の特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付しております。

別冊資料No.3・通し番号の33ページは、昨年の全国の電気機械器具製造業関係の最低賃金の一覧表です。全国で電気機械器具製造業の特定最低賃金を設定している都道府県が示されております。また、昨年度の審議経過もお示ししております。

別冊資料No.4・通し番号34ページからは、広島県内で実施した電気機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で本年5月から7月にかけて、広島県内の事業所に対して通信調査を実施して取りまとめたものです。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業については1人～99人規模、これ以外の業種につきましては1人～29人規模の事業所を対象とする母集団から無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査です。全数調査ではありませんので集計段階で母集団の数字に膨らませるために復元をして推計しているものとなります。なお、調査対象とした賃金については、令和3年6月支払い分の賃金でございます。

通し番号39ページの「最低賃金実態調査における分位偏差」をご覧ください。各規模別の第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数を示しておりますが、これらは時間額を低い順番から並べて、全体の20分の1、10分の1、4分の1そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。

通し番号の40ページをご覧ください。こちらが時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻みの時間額、1,100円以上については100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数であり、棒グラフで表しております。また、右の縦軸が折れ線で労働者数の累計を示しております。

通し番号41ページが電気機械器具製造業の特定最低賃金額と本調査の平均賃金額の推移をグラフにしております。

通し番号43ページが事業所規模別の未満率です。未満率と申しますのは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことです。規模ごとに時間額897円を下回っている労働者の比率を示しています。

通し番号44ページが最低賃金引上げ試算表です。これは最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃額897円を1円引き上げると17.1%の労働者に影響が出る、つまり最賃を下回ることとなります。

通し番号45ページが平成15年度からの電気機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、そして影響率の一覧表です。以上でございます。

○三井部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明されました資料につきまして、何かご意見・ご質問等がございますか。よろしいでしょうか。

○各委員

(質問等なし)

○三井部会長

それではここで他府県の結審状況がわかれば、事務局から説明をお願いします。

○狭間室長

あらかじめ皆様のお手元にお配りしております一枚物で「全国の電気機械器具製造業関係の最低賃金一覧表」をご覧ください。電気機械器具製造業関係の特定最低賃金については、全国でかなりの数の都道府県で設定されております。この会議ごとに皆様方に最新の情報をお示ししていきたいと思っておりますが、本日までに判明しております各都道府県の専門部会での結審状況についてご説明いたします。

北海道は引上げ額 29 円、時間額 924 円で 10 月 4 日に全会一致で結審しております。青森県は引上げ額 26 円、時間額 859 円で全会一致です。埼玉県は引上げ額 27 円、時間額 981 円全会一致です。大阪府については引上げ額 28 円、時間額 994 円で全会一致です。兵庫県は引上げ額 28 円、時間額 930 円で全会一致となっております。

また、改正申し出と改正必要性の欄を見ていただきますと、「無」と「未」という表示がなされているところがあります。本特定最低賃金についての改正の申し出がなかったところが東京の電気機械 1 そして神奈川の電気機械 1 で、これらについては改正の申し出がありませんでしたので金額審議には進んでいないということになります。また、福井・愛知・高知につきましては、申し出はありましたが改正の必要はないと議決されまして金額審議には移行しておりません。さらに、「未」と記しておりますのは、未だ改正の必要性についての結論が出ていないところ、そして空欄のところにつきましては、改正の必要性ありということでございます。以上です。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。それでは、広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思えます。各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。労側はいかがですか。

○角委員

使側の皆さんに歩調を合わせたいと思えます。

○三井部会長

使側はいかかですか。

○池久保委員

15分程度協議の時間をお願いします。

○三井部会長

労側も15分でもよろしいですか。

○角委員

はい。

○三井部会長

それではお互い、35分位を目途にですね、この会場にお戻りいただきたいと思います。事務局、別室にご案内いただきたいと思います。

○狭間室長

はい。職員がご案内いたします。

○三井部会長

それでは、両側お戻りいただきましたので、審議を再開したいと思います。ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず、労側からお願いします。

○角委員

ありがとうございます。それでは労働者代表、角の方から発言させていただきます。先程、室長からの資料説明の中でもございましたが、他の都道府県でも改正の必要性がないところがある中であっても、このように真摯な交渉の場を設けていただいたことに深くお礼申し上げます。特に、我々の電機産業は、大手から中小・零細まで、裾野の広い産業構造となっています。他の産業に比べまして、その分、賃金格差も非常に大きい実態がございます。それ故に、この特定産業別最低賃金も一つのセーフティネットの機能であると、その役割は大きく大変重要であると思っております。その産業を熟知した我々、関係労使の真摯な話し合いの中で決定していくことが必要不可欠であると考えております。以上を踏まえまして、今次交渉の審議における労働者側からの主張を、大きくは二つの点に絞って述べさせていただきたいと思っております。まず一つ目に、この産業の環境認識について共有しておきたいと思っております。このコロナ禍をきっかけに、幸いにも、この電機産業に関わる技術に非常に期待が高まっております。デジタル社会へのシフト、テレワークやオンライン、5Gや6Gなどデジタル機器関連の商品や健康環境、巣籠り家電という言葉も生まれましたが、そういった家電の販売の方も堅調でございます。それを裏付けるかのように、本日、事務局で準備していただいている共通資料No.20・通し番号54ページ以降に、地元経済

団体の金融経済月報、そういった資料の方でも金属製造業、こういった好評を今一度共有しておきたいと思えます。通し番号 55 ページの日銀広島経済月報のところ、例えば、2 番の生産の動向のところでも自動車・鉄鋼は持ち直ししている、一般機械等も下げ止まり、造船も弱めから減少を辿っているということが先月とかにはありまして、全体的にはネガティブな評価の中、電気機械だけは唯一、追い風の評価をいただいております。昨年来、緩やかに増加しているとのコメントが続いておりましたが、遂にこの春には、高操業が続いているとの評価をいただいております。また、共通資料No.22・通し番号 68 ページ、広島県商工労働局の経済動向の方でも、電気機械は最近の景況は、緩やかに増加しているところから好調というところにシフトしております。この関係機関の団体の方からも高操業が続いているとの評価を得ております。前回の発表では、3 か月前になるんですかね、そのところでは電気機械の関係でいいますと、中国向けの受注案件が前年同期より増加している、あるいは半導体の製造装置メーカーからの受注が増加しているというようなコメントを見ておまして、これらの鉱工業生産指数のデータからも、電気機械の生産額・出荷額は他産業と比較しても極めてウエイトが高いということで、地方経済の一翼を担っているといえると思えます。次に 2 つ目の主張になります。いつもこの場を借りまして主張させていただくことなんですが、我々電機産業のポジショニングの課題です。つまり、広島の金属産業の中での格差について改善を求めてきております。広島県における金属産業というのは、製鉄を筆頭に今回の交渉の中でも全 6 業種ございます。その中での格差改善が図れるよう、強く求めていきたいと思っております。いうまでもなく、我々の業種の特定産業別最低賃金は、金属産業の中で相対的に一番低い実態でございます。データとして準備いただいている共通資料No.7・通しページで 25 ページに昨年の経過一覧としてまとめてあるものを見ていただければお分かりだと思います。右の 2 つは小売業ですので金属産業から外していただければ、ズバリ我々が最下位であるということとなっております。これでは、他地域や他産業への人材の流出は否めませんし、今言われているコロナ禍からのサプライチェーンの国内回帰を見込んだ産業・技術の発展を支える優秀な人材の確保の面からも、この特定産業別最低賃金の金額改定への取組みは重要であると思えます。そのところ、具体的には、少々、本音のところの思いになりますが、昨年この特定産業別最低賃金、電子部品等最低賃金の金額改定は、使側、あるいは公益の委員の皆様のご理解を賜りまして、引上げ額でいいますと、他の産業より、唯一、1 円優位に、引上げ額にして 2 円、この表でもわかりますが、2 円で集約し結審をいただきました。昨年の英断には改めてこの場を借りて感謝申し上げます。厚かましい発言にはなりますが、本年度もこの構図に則ることにこだわりたいと思えます。言い方は悪いですが、金属他産業が足踏みしている今だからこそ、産業間の格差是正のチャンスだと思っております。他の金属産業より優位な額での結審にこだわりたいと思っております。最後になりますが、継続した人への投資について、生活不安、雇用不安、将来不安の払拭に向けて、継続した人への投資へのお願いになります。人への投資により、これらの不安が払拭されて着実に前に進めることが個人消費の喚起にもなりますし、経済の自立的成長を促して強固な経済の構築にも繋がるものと考えております。この産業が持続的に成長していくためには、労働の質と生産性の向上が必要不可欠であり、それは働く者、そのモチベーションの向上の視点から

も継続した人への投資が重要であると考えております。以上、私からは、この業種の経済の環境、動向並びに電機産業のポジショニングについて意見表明・主張をさせていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三井部会長

ありがとうございました。長安委員、廣田委員、何か補足はございませんでしょうか。

○長安委員・廣田委員

大丈夫です。

○三井部会長

それでは使側の方からよろしくお願いいたします。

○藤井委員

私、組合の事務局をやっておりますので、皆さんの意見を聞いていましたので述べさせていただきます。中小企業の経営全般でいいますと、コロナがこれだけ先行きの見通しを暗くしているということがあって、なかなか厳しい状況が今続いています。経営の環境がすごく悪いということで、中には廃業とか、事業売却とかそういう部分もあります。おかげさまで、うちの組合については、みんなの支援で何とか乗り切っては来ているんですが、やはり雇用環境や企業経営に対する悪化懸念が払拭できていないところがあります。先程、金融経済月報のことが出ましたけれども、10月1日発表の分でも全般的には少し悪くなっているんですね。持ち直しの動きが一服しているという表現に変わっています。この業界については確かに高操業というような表現もあるんですけども、実際に中小企業の皆さんの状況から見ますと、決して高操業であって、好調であって、高収益であるという状態ではありません。やっぱり相当厳しい状況が続いています。うちの組合には、この業種の上場、二部上場のところから、従業員が5人・10人のところまで20数社あるんですが、ここに出るといって私の方に意見が寄せられたのは、正直申し上げまして、最低賃金を引き上げていただくと相当経営が厳しくなるので、是非抑制してください、というような意見が多く出てきました。ということで、皆さんの意見を集約すると、経営を継続して雇用を維持していくことが精一杯、というようなお話がたくさん来ました。これは私個人ということではなくて、組合加盟の中小企業の皆さんの正直な意見として、ここで述べさせておいていただきます。それ以上トータルのことはここでは控えますので、私の発言を終わらせていただきます。

○三井部会長

池久保委員、長田委員、何か補足がありますか。

○長田委員

それではちょっと私の方から。今もありますように、トレンドとすれば先程DXとかいろ

色々な状況でかなり期待するものは、我々もあるとは思いますが、中小・零細、おまけに我々は中山間というような感じで、雇用を維持しながら精一杯頑張っているところなんです。ご承知のように、リーマンショックで我社も大きな痛手を、皆大手に電機業界が絡んでいたところが全部切り離されて、倒産するか自立で行くかということで、我社も何とか自立で来ておりましたら、ここでまたコロナショックという状況になりました。先程のトレンドをとにかく我々目標としてやっておるわけなんです。また今回、コロナで隠れてしまったんですが、中小・零細企業にとって、今までいろいろなことをやっておったわけではないんですけれども、働き方改革というのが非常に大きく覆い被さっておりまして、雇用を維持するのが精一杯という状況です。それと現状をお話ししますと、北広島の方の商工会の工業会ということで、50社くらいの方々の意見も聞いております。その中には、国の事業再構築ということで、忙しいところ、新たな半導体等の分野に行くにも何をしたいかわからないということが、今実情として起きております。ですから状況として、労使一体とならないと会社の経営はうまくいかないということは私としても重々承知しているところなんです。とにかく今の実情からすれば、経営を維持するのが精一杯というのが中小・零細企業の今の状況であるということをご理解いただきたいと思います。

○池久保委員

先程、藤井さんや長田さんがおっしゃられてましたが、数字的にはいい方向に向いているかもわからないんですが、やはり中小企業・零細企業というのはかなり厳しい状況にあると思いますし、そういうお話を伺いました。原材料が高騰したりして、仮に売り上げが上がっても収支がそんなに良くないとか、やはり環境が厳しいところが中小・零細では多いみたいです。なかなか、どういうんですか、一度上げると下げられないシステムであることから、県最賃も28円上がりましたけれど、おかしいだろう、なんでそんなにいきなり上がるんだ、わしらを見捨てる気なんかという意見もかなりあったりして、やはり賃金を上げるのは難しいなという風に考えております。

○三井部会長

ありがとうございます。只今、労使双方からご意見をいただいたんですが、それを踏まえまして、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひします。労側、今の使側の意見表明聞かれましていかがでしょうか。

○長安委員

先程、会社側の状況、とりわけ中小の状況ということで、さまざま聞かせていただきました。おそらく1年前のこの場でも同じような状況であったかなと思いますし、その時私が言わせてもらったのが、実は中小だけじゃない、大手も同じだと。で先ほど池久保委員から言われたような部材、確かに、足下、部材が入らないんです。部材高騰も大変厳しい状況。そういった意味では、実は私共の社員は、日ごろやっている仕事にプラスアルファという形で、部材を集めたりですとか、何とかコストを下げようということで、従来にも増して知恵を絞って働いているというのが現状であります。従って、そういった部分も加

味していただいて、経営状況が悪いのはわかっていますが、ただそれを支えるのも人ですので、人をやっぱり大事にさせていただきたい、併せて人を大事にする企業というのは、おそらく魅力ある企業だろうと思いますので、私は賃金を上げるだけではなくて、そういったことを通じて、みなさんの企業の魅力も上げていただくという形で、今後論議を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○三井部会長

労側、何か、あとございませんか。

○労側委員

ありません。

○三井部会長

使側、何か今の長安委員の発言に対してございますでしょうか。

○使側委員

ありません。

○三井部会長

よろしゅうございますでしょうか。ほか何か議論・質問はございませんでしょうか。それでは、もう追加発言等はないということでございますので、本日具体的な金額提示が可能でしょうか。労側、いかがですか。

○角委員

検討はしております。確かにいくつかの都府県では出ておりますが、近隣の地域の相場観が見えていないということで、闇雲な金額は出したくないと思っておりますので、もう少し正確な数字を見させていただいて、次回、必ず提示させていただきたいと思っております。

○三井部会長

はい。使側、いかがでしょうか。

○池久保委員

今日はなしでお願いします。

○三井部会長

それでは労使ともに、金額提示がないということでございます。ということは、本日はこれ以上審議を続けましても進展はないものと思われましますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○角委員

一つだけすいません。私どもの思いなんですけど、近隣地域からの突き上げも恐れているというのが本当の悩みどころです。隣の山口県、あるいは瀬戸内海を超えて愛媛県が逼迫した状況に来ている、そこも意識したことを、使側の皆さんにお願いするものではないですが、そういったところも我々のポリシーを持った取り組みということをお支えいただければと思います。以上です。

○三井部会長

それでは審議を次回に持ち越したいと思います。今回は金額提示を出していただいて、審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、次回の専門部会の開催日程等につきまして、事務局からご説明の方、お願いします。

○吉川補佐

次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただきました。今回は10月15日金曜日午前9時から、2号館5階の特別会議室での開催を予定しております。その次は、10月25日月曜日午前10時の予定となっております。

○三井部会長

はい、ありがとうございます。それでは次回の開催は、10月15日金曜日午前9時からこの特別会議室での開催ということにさせていただきたいと思います。皆様方には日程の確保をよろしくお願い申し上げます。その他、何かございますか。

○長安委員

事務局にお願いなんですけど、1年前の時もお願いさせてもらったんですが、別冊の通し番号40ページのグラフがありますが、このうち、886円未満の方が600人超いるんですが、その886円未満の方がどの辺の位置に分布されているのかということについて、次回の専門部会に準備いただければと思います。

○狭間室長

わかりました。次回、ご用意いたします。

○三井部会長

それでは事務局、よろしくお願いいたします。他に何かご発言等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○各委員

(発言なし)

○三井部会長

事務局はいかがでしょうか。

○狭間室長

ございません。

○三井部会長

それでは、次回の審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼす虞がある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される虞がある場合又は率直な意見の交換が損なわれる虞がありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とさせていただきたいと思います。それでは、本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様、お忙しいところ、本日はありがとうございました。